

太陽光発電オンサイトサービス 余剰電力買取・余剰FITについて

関西電力株式会社
株式会社関電エネルギーソリューション

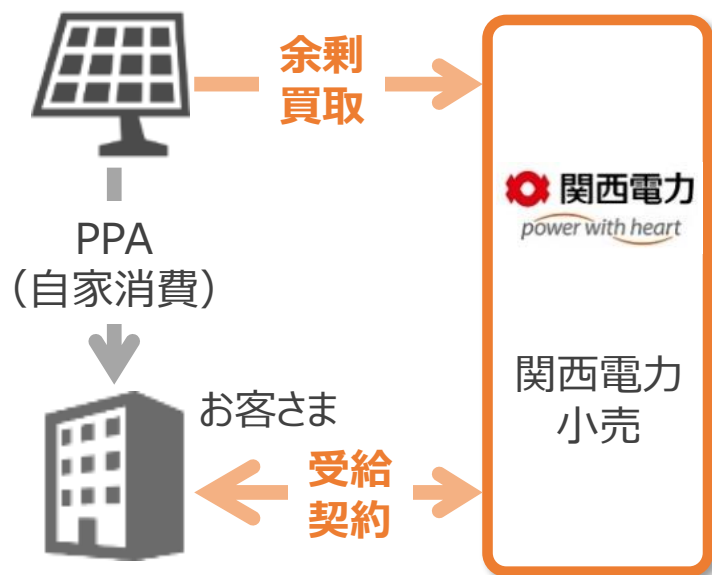
①余剰電力買取

1. 関西電力グループがご提供する余剰電力買取スキームの概要について



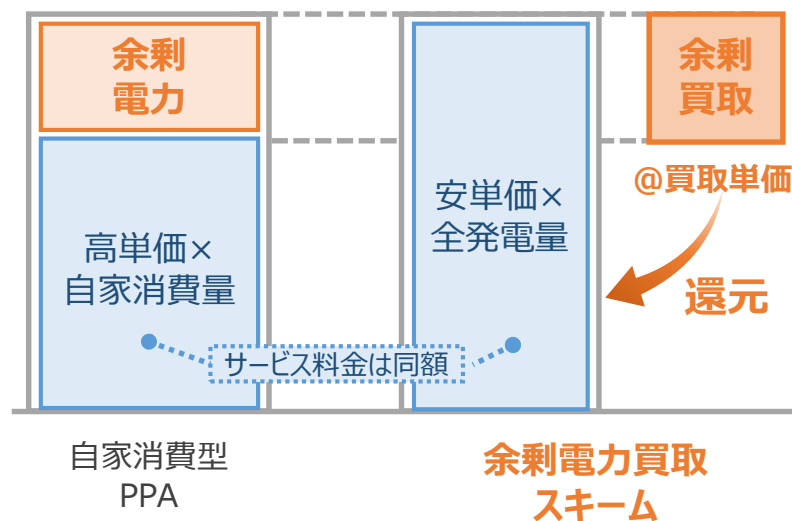
- 建物電力負荷が少ないこと等により、自家消費型PPAではサービス料金が高くなっていったお客さまに対して、**自家消費できない余剰電力を弊社が買取**することで、一部還元させていただき、**トータルのサービス料金を引き下げるスキーム**です。

スキーム イメージ



- 建物電力負荷が少ないこと等により自家消費できず発生してしまう**余剰電力を弊社が買取**ります。
- お客さまと弊社は**電力受給契約**を結びます。

サービス料金 イメージ



- 自家消費率が低くサービス料金が高単価になっていたお客さまに対して、**余剰買取により、トータルのサービス料金を引き下げ**ます。
- なお、PPA部分のサービス料金は同額です。

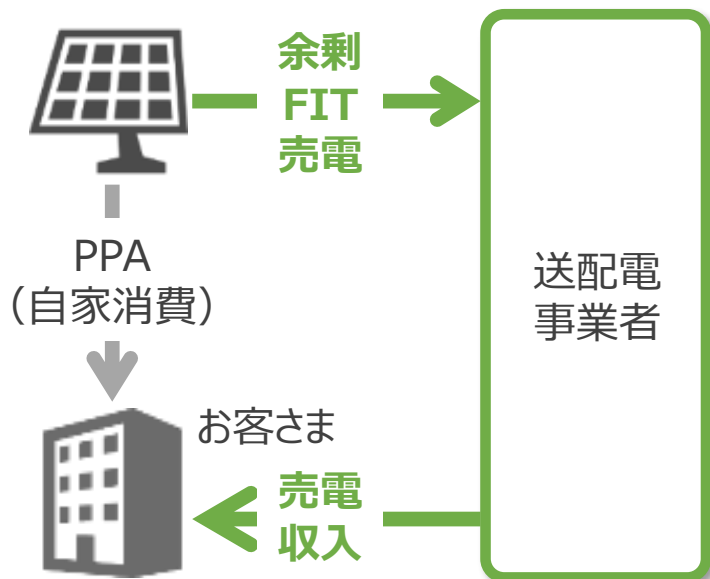
②余剰FIT

1. 関西電力グループがご提供する余剰FITスキームの概要について



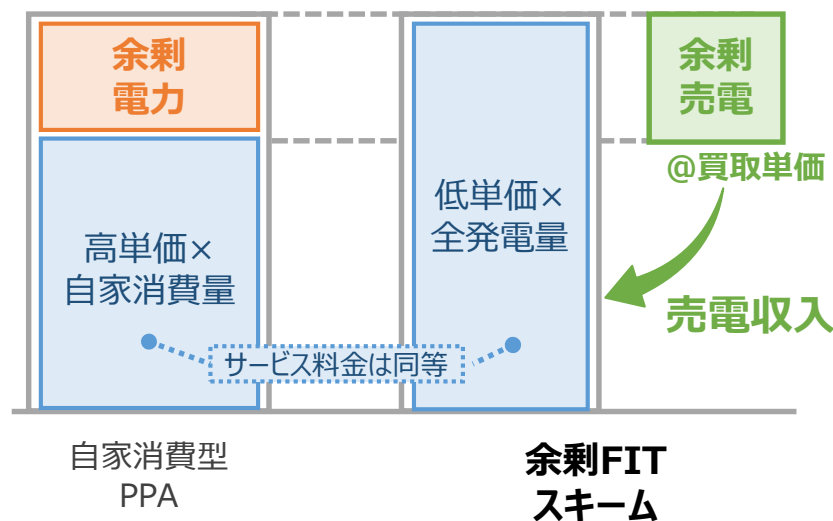
- 建物電力負荷が少ないこと等により、自家消費型PPAではサービス料金が高くなっていったお客さまに対して、**自家消費できない余剰電力を送配電事業者へFIT売電**することで、**トータルのサービス料金を引き下げるスキーム**です。

スキーム イメージ



- 建物電力負荷が少ないこと等により自家消費できず発生してしまう**余剰電力をFIT制度により送配電事業者へ売電**します。
- FIT売電収入は**送配電事業者からお客さまに支払われます**。

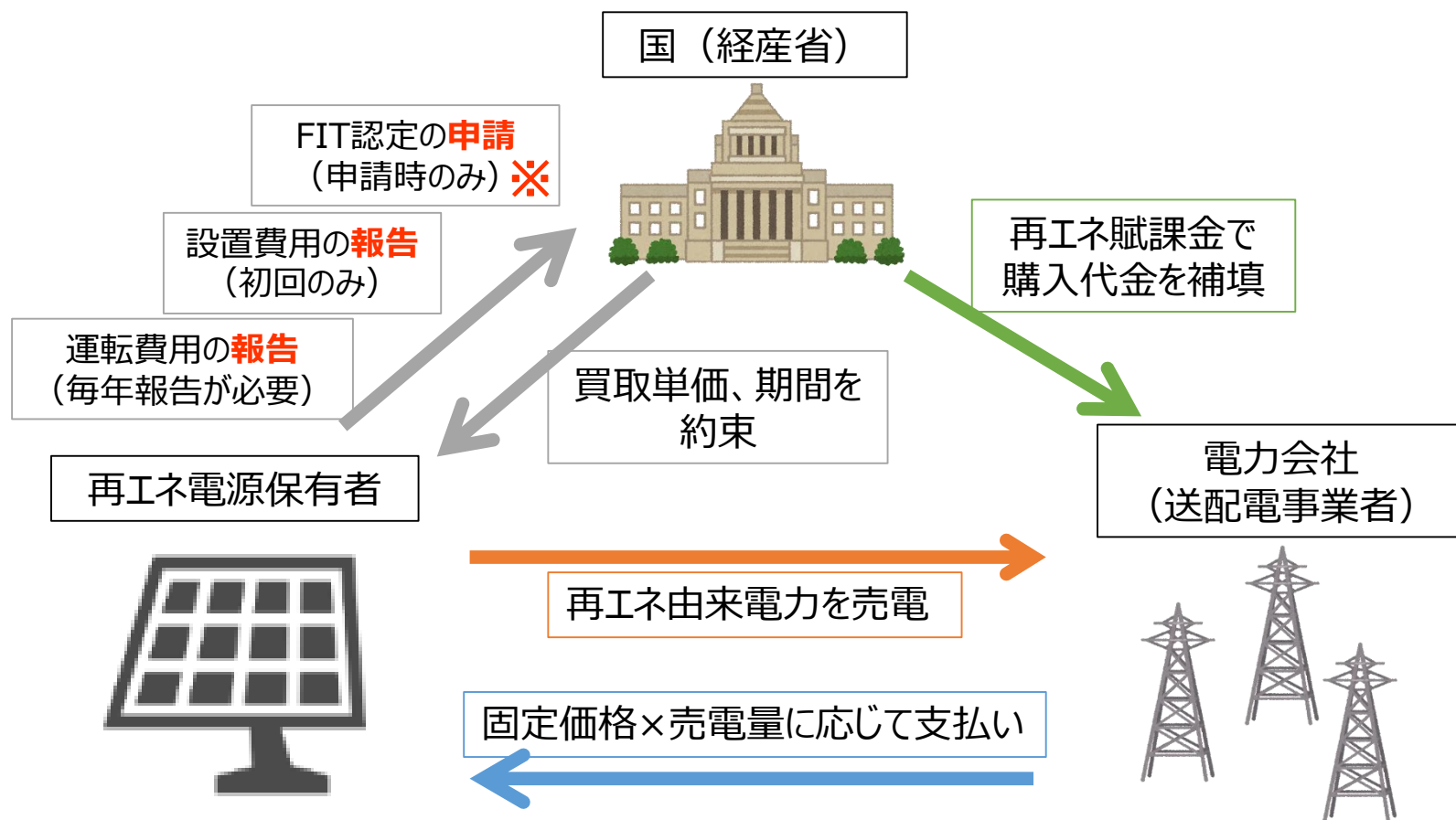
サービス料金 イメージ



- 自家消費率が低くサービス料金が高単価になっていたお客さまに対して、**低単価PPA+余剰電力のFIT売電収入**により、**トータルのサービス料金を引き下げるスキーム**です。
- なお、PPA部分のサービス料金は同額です。

2. 固定価格買取制度（FIT制度）の概要

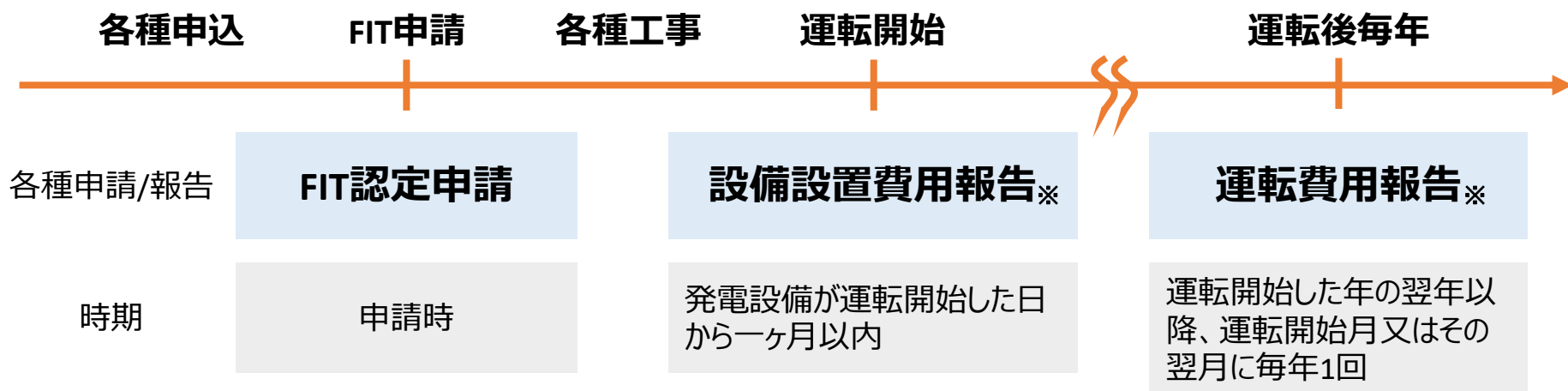
・固定価格買取制度（FIT制度）とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。



※FIT制度は当社PPA契約とは別で申請する必要があります。

3. FIT制度にかかる申請/報告における役割分担について

- ✓ 余剰FIT買取スキームではFIT制度を利用しますが、お客さまが申請者として、経産局への申請や報告が必要です。
- ✓ 申請書や報告書の作成については当社がサポートさせていただきます。



関西電力	✓ お客さまとの調整 ✓ 書類の取りまとめ	✓ 報告書の提出	✓ 報告書の作成、提出
お客さま	✓ 申込書の作成依頼 ✓ 提出書類の準備 ✓ 申込書の提出	✓ 報告書の作成依頼	✓ 報告書の作成依頼

※費用報告を怠った場合、指導の対象となるほか、認定が取り消しになる可能性があります。